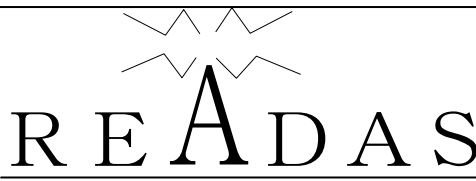


第 5261 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月 6日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

マイナンバー、法人番号

Q：マイナンバーにおいて、法人番号は一般に公開されるとか。どうなっているのですか？

A：番号を活用した新たな価値の創出を期待して、法人番号は公開されることとなっています。

【解説】

マイナンバーでは、法人番号(13桁)は、国の機関、地方公共団体、会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人のほか、上記以外の法人又は人格のない社団等であつて、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に指定されることとなっています。1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には法人番号は指定されません。

番号は、平成27年10月から、登記上の所在地に通知され、原則としてインターネットを通じて公表されることとなっています。

公表される情報は、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号の3項目です。

公表サイトでは、法人情報を番号・名称・所在地で検索して、ダウンロードすることができるほか、パソコンだけでなく、タブレットやスマートフォンからも利用できるようになります。

法人番号は、個人番号と異なり、利用範囲の制約がありませんので、自由に利用することができることになっています。

